

平成28年第2回玄海町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成28年6月13日（月曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成28年6月13日午前10時00分			議 長	上 田 利 治 君
	散 会	平成28年6月13日午前11時18分			議 長	上 田 利 治 君
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議席 番号	氏 名	出 席 等の別	議席 番号	氏 名	出 席 等の別
	1	井 上 正 旦 君	○	2	山 口 定 君	○
○ 出 席	3	脇 山 奉 文 君	○	4	池 田 道 夫 君	○
× 欠 席	5	脇 山 伸 太 郎 君	○	6	友 田 国 弘 君	○
× 不応招	7	中 山 昭 和 君	○	8	古 舘 義 純 君	○
出 席 11名	9	欠 番		10	岩 下 孝 嗣 君	○
欠 席 0名	11	藤 浦 皓 君	○	12	上 田 利 治 君	○
会議録署名議員	4 番	池 田 道 夫 君		3 番	脇 山 奉 文 君	
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	岸 本 英 雄 君		副 町 長	鬼 木 茂 信 君	
	教 育 長	小 柳 勉 君		会 計 管 理 者	小 山 康 人 君	
	管 理 統 括 監	西 立 也 君		政 策 統 括 監	池 田 正 彦 君	
	総 務 課 長	綾 部 保 基 君		財 政 企 画 課 長	杉 谷 裕 子 君	
	税 務 課 長	井 上 新 吾 君		住 民 福 祉 課 長	中 山 昇 洋 君	
	保 健 介 護 課 長	寺 田 美 由 妃 君		産 業 振 興 課 長	山 口 清 二 君	
	ま ち づ くり 課 長	松 本 恵 一 君		生 活 環 境 課 長	脇 山 典 久 君	
	教 育 課 長	中 村 大 輔 君				
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長	脇 山 和 彦		議 会 事 務 局 係 長	熊 本 秀 樹	

平成28年第2回玄海町議会定例会議事日程（第1号）

平成28年6月13日 午前10時開会

- 日程1 会議録署名議員の指名について
- 日程2 会期の決定について
- 日程3 議長の諸報告
- 日程4 町長の行政報告
- 日程5 議案第30号 福祉施設建設（建築主体）工事請負契約について
- 日程6 議案第31号 福祉施設建設（機械設備）工事請負契約について
- 日程7 議案第32号 福祉施設建設（電気設備）工事請負契約について
- 日程8 議案第33号 玄海町宅幼老所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第34号 玄海町高齢者向け住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第35号 玄海町グループホームの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第36号 玄海町デイ・サービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第37号 玄海町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第38号 平成28年度玄海町一般会計補正予算（第1号）
- 議案第39号 平成28年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

午前10時 開会

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第2回玄海町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会に執行部から議案が送付されておりますので、職員に朗読させます。

○議会事務局長（脇山和彦君）

〔朗読省略〕

○議長（上田利治君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程 1 会議録署名議員の指名について

○議長（上田利治君）

日程 1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、4番池田道夫君、3番脇山奉文君を指名いたします。

日程 2 会期の決定について

○議長（上田利治君）

日程 2. 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日6月13日から21日までの9日間とし、本会議を13日、16日及び21日の3日間、予算特別委員会を17日及び20日の2日間、休会を14日、15日及び18日、19日の4日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日6月13日から21日までの9日間とすることに決定いたしました。

日程 3 議長の諸報告

○議長（上田利治君）

日程 3. 議長の諸報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による監査委員からの例月現金出納検査の報告と本年3月から5月までの玄海原子力発電所の運転状況等の報告につきましては、お手元に配付しております書類により御了承方お願いいたします。

まず、4月25日に佐賀県町村議会議長会の議長会議が佐賀市で開催され、出席いたしました。

協議事項として、まず役員の補欠選任について協議され、吉野ヶ里町の伊東議長が監事に選任されました。

次に、公益財団法人佐賀県市町村振興協会役員を選任が行われ、理事に有田町の松尾議長、評議員に白石町の白武議長が選任されました。

また、平成28年度町村議会議長・副議長研修会及び今後計画されている全国議長会等主催の行事予定の報告が行われました。

次に、5月19日に全国原子力発電所所在市町村協議会総会が東京で開催され、岩下原子力対策特別委員長、岸本町長とともに出席いたしました。詳細につきましては、後ほど町長から報告があると思いますので、省略いたします。

次に、5月27日に平成28年度国道204号線の整備促進期成会及び国道203号佐賀・唐津幹線道路整備促進期成会の定期総会が唐津市役所で開催され、岸本町長と出席いたしました。詳細につきましては、後ほど町長から報告があると思いますので、省略いたします。

次に、5月30日から31日までの2日間にわたり、平成28年度町村議会議長・副議長研修会が東京で開催され、古舘副議長と出席をいたしました。

研修会は、飯田徳昭全国町村議会議長会会長の開講挨拶で始まり、「地方議会の役割と改革の行方ー「住民自治の根幹をなす議会」の作動ー」と題し、山梨学院大学大学院研究科長・法学部教授の江藤俊昭氏より講演が行われ、その後に、神奈川県大磯町議会吉川議長が「わが町の議会活性化への取り組み」と題し、次に、長野県飯綱町議会寺島議長が「議会力を向上させ町長と切磋琢磨する議会へ」と題して発表がなされ、活発な意見交換が行われました。

2日目は、「地域経済の活性化が、日本の元気を取り戻す」と題して、フリーキャスターで事業創造大学院大学客員教授の伊藤聡子氏と、「今後の政局・政治の動きを読む！」と題して、読売新聞特別編集員の橋本五郎氏より、それぞれ講演がなされたところでございます。

以上をもちまして、議長の諸報告を終わります。

日程4 町長の行政報告

○議長（上田利治君）

日程4. 町長の行政報告を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

おはようございます。本日は、平成28年第2回玄海町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には大変御多忙の中に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

それから、4月中旬に起きました熊本地震においてお亡くなりになった皆さん方へ心から

のお悔やみと、被災された皆さん方に心からのお見舞いを申し上げておきたいと思えます。

それでは、3月定例会以降、きょうまでの主なものについて行政報告を申し上げます。

まず、4月5日に佐賀市で佐賀県町村会の町長例会が開催され、出席をいたしました。

会議では、平成31年度開催予定の全国高等学校総合文化祭佐賀大会について説明がございました。この大会は、文化部門インターハイと呼ばれ、昭和52年の第1回大会から今年度で40回を数え、平成31年度の第43回大会は佐賀県での初開催ということになります。今後、大会開催に向け、会場選定やPR活動などが行われていくという内容でございました。

次に、4月11日に唐津市でJAからつ上場果樹部会通常総会が開催され、出席をいたしました。

総会では、27年度実績報告がなされ、ハウスミカンの実績については販売数量1,995トン、前年比99%、販売金額1,470,000千円、前年比103%であり、前半出荷期において大幅な出荷おくれと平均反収の落ち込みが課題となり、価格的には安定していたものの、所得確保のチャンスロスとなったところであります。

露地ミカンの実績については、販売数量890トン、前年比77%、販売金額120,000千円、前年比95%であり、黒点病の発生が極めて多く、11月の高温及び降雨の影響による腐敗果実の多発など、前年を大きく下回る結果となりました。

また、「うわばの夢」「うまか美人」のブランド品については、引き合いも強く高単価で推移したものの、極端な品薄により安定供給ができなかったとの報告でございました。

今年度においては、TPPの大筋合意を受け、段階的に安価な輸入果実や果実加工品の増加が予想されるため、部会員が一丸となってハウスミカンの生産拡大とマルチミカンの需要期安定出荷を図るため、効率的、安定的な生産基盤を構築し、消費者ニーズに沿った高品質な果実を安定供給していくことを目指す旨の協議がなされました。

次に、4月12日、13日に東京国際フォーラムにおいて日本原子力産業協会の第49回原産年次大会2016が開催され、出席をいたしました。

「未来へつなぐ原子力」をテーマに国内外から広く関係者の参加を得て開催され、エネルギーや原子力開発利用上の重要な問題についての意見交換や討論が行われました。

我が国の目指すべき姿やエネルギー問題全体を考える中で、原子力の価値を再確認するとともに、原子力の価値を国民と共有するにはどうしたらいいか、世界的なエネルギー安全保障や地球温暖化問題の視点も踏まえながら考える機会となりました。

次に、4月19日に東京で全国原子力発電所所在市町村協議会の役員会が開催され、出席をいたしました。

役員会では、5月19日に開催される予定の同協議会総会における議案について、事務局より事前説明がなされました。

また、毎年度開催されている地方役員会が、本年度は10月4日、5日の2日間、玄海町で開催されることが決定をいたしております。

翌日20日には福島県双葉町長、大熊町長、楡葉町長も役員会に合流され、「原子力災害からの復興に関する要請書」を、復興庁若松謙維副大臣、自民党政務調査会塩谷立会長代行、経済産業省北村経夫大臣政務官に対し提出し、福島第一原子力発電所事故を風化させないよう、関係省庁が一体となって被災地に即した取り組みを進め、国が責任を持って必ず復興をなし遂げなければならないと強く要望いたしました。

次に、4月22日に佐賀市でGM21ミーティングが開催され、出席をいたしました。

会議では、平成28年熊本地震に対する佐賀県の対応が報告されました。

平成28年4月14日及び16日に発生した熊本地震に対しては地震発生直後より支援体制を確立し、人的支援及び物資支援を行っているとのことでございます。

まず、緊急支援として、緊急消防援助隊、災害派遣医療チーム、災害派遣精神医療チーム、日本医師会災害医療チーム、佐賀県保健師チームが派遣されております。

その他、人的支援として、情報収集担当職員、現地応急職員、応急危険度判定士を派遣し、同時に医療患者の受け入れが開始されております。

また、九州・山口9県災害時応援協定に基づいて、緊急支援物資が提供されているとのことございました。

今後の支援体制として、九州・山口9県被災支援対策本部の要請により、佐賀県は熊本県西原村を重点的に支援することとなったため、県、市町が一体となった支援として、県職員と市町職員による合同派遣チームを組織し、物資支援についても西原村に特化することとし、西原村に派遣した職員により現地ニーズを把握し、きめ細やかに物資調達、提供を行っていくことが確認をされました。

ちなみに、玄海町では、この合同派遣チームの一員として、これまで3名の職員を派遣いたしております。

次に、4月23日から25日の3日間、韓国を訪問し、釜山広域市機張郡で、いわし祭りに古

館副議長とともに出席をいたしました。

機張郡では、オ・ギュソク郡守と面会したほか、歓迎会に出席をし、交流を深めました。

また、釜山外国語大学校では、イ・ジョンベ副総長と今後のインターンシップ受け入れについて協議をいたしました。

このほか産業振興の観点から、グリーンツーリズムや薬令市韓医薬博物館などを視察したところでございます。

次に、5月10日に佐賀市で佐賀県町村会の町長例会が開催され、出席をいたしました。

会議では、熊本地震に対する町村会義援金についての協議がなされ、九州地区町村会から熊本県町村会に対し各県1,000千円、佐賀県町村会から熊本県町村会に対して3,000千円、熊本県町村会会長の所在町である熊本県上益城郡嘉島町に対して100千円、計4,100千円を贈ることが決定されました。

財源については、佐賀県町村会財政調整積立金の取り崩しにて対応するとのことでした。

次に、5月11日、唐津市でJ Aからつ青年部通常総会が開催され、出席をいたしました。

総会では、平成27年度事業報告並びに決算報告、平成28年度事業計画並びに予算案など5議案が審議され、全て原案どおり承認されたところでございます。

また、T P P交渉に関する特別決議についての協議がなされ、「交渉段階から十分な説明がなされないままに農林水産物の約8割の関税が撤廃され、特に重要5項目の取り扱いについては国会決議の内容とほど遠くなったことについて到底納得できない」「我々が目指すのは、安全・安心な食料生産を通じて、国民の暮らし、命を支え、これから何世代にもわたって農業が経営できる基盤を築いていくことである」「いま一度、国と政府に慎重な審議を求めるとともに、国民の食の安全を守り、持続可能な農業振興に資する施策の確立を強く求める」という決議案が採択されました。

次に、5月19日に東京において全国原子力発電所所在市町村協議会総会が行われ、上田議長、岩下原子力対策特別委員長とともに出席をいたしました。

第1部の議案審議では、平成27年度の事業報告及び収支決算報告並びに平成28年度の事業計画案及び予算案について原案どおり承認されました。

また、役員改選も行われ、会長には引き続き敦賀市の淵上市長が、そして、私も引き続き副会長として選任されましたので、御報告を申し上げます。

続いて、第2部では、経済産業省、文部科学省、復興庁、環境省、内閣府原子力規制庁と意見交換を行いました。

各市町からの主な意見は、原子力防災対策の強化、電源三法交付金の有効活用、原子力発電に対する国民理解の促進、放射性廃棄物の最終処分の時期や処分地の選定等についての発言があり、関係省庁から答弁がなされたところでございます。

また、翌20日には、上田議長、岩下原子力対策特別委員長とともに、茨城県東海村の東海第2発電所に赴き、使用済み燃料乾式キャスク貯蔵施設の視察と東北地方太平洋沖地震後の当発電所の安全対策の取り組み状況などの視察を行いました。

次に、5月24日に全国治水砂防協会通常総会が東京都内で開催をされ、出席をいたしました。

総会では、平成27年度事業報告及び収支決算、平成28年度事業計画案及び予算案など5件の議案について審議が行われ、全て原案どおり承認されたところでございます。

また、熊本地震による土砂災害を踏まえた緊急提言についての協議がなされ、一つ、被災地で今後予想される土砂崩壊の拡大等による二次災害を防止するため、緊急的かつ積極的に施設整備を実施すること。一つ、土砂災害の専門家を被災市町村に派遣するなど、市町村を最大限支援し、緊急避難体制などの強化に万全を期すること。一つ、阿蘇大橋地区等において、国みずからが先頭に立って土砂災害対策を行い、あわせて、今後の抜本的対策のため、火山地域や活断層周辺における調査研究を推進すること。一つ、予備費の活用等あらゆる予算を活用して、被災地の緊急対策を講じること。以上について国に緊急に強く提言するという案が採択されました。

次に、5月25日に町民会館で唐津上場商工会総会が開催され、出席をいたしました。

総会では、平成27年度事業報告並びに決算、平成28年度事業計画案並びに予算案、借入金最高限度額承認、役員補充選任、以上4議案が審議され、全て原案どおり承認されたところでございます。

次に、5月27日に国道204号線の整備促進期成会及び国道203号佐賀・唐津幹線道路整備促進期成会の定期総会が唐津市役所で開催され、上田議長とともに出席をいたしました。

総会では、まず、204号期成会、203号期成会それぞれについて、平成27年度事業報告及び決算報告、28年度事業計画案及び予算案、計4件ずつの議案について審議が行われ、全て原案どおり承認されたところでございます。

また、平成28年度の提案活動についての協議がなされ、国道204号につきましては、特に国道204号バイパス、伊万里市瀬戸ー黒川間の整備促進、玄海町今村地区の歩道設置の促進、唐房入りロー鳩川間の整備促進などについて、また、国道203号につきましては、佐賀唐津道路の全線供用開始に向け、早期整備を図ることを念頭に、特に、多久佐賀道路、多久ー小城間の整備促進、三日月ー佐賀間の早期事業化、唐津ー相知間の調査促進などについて、それぞれ整備促進に関する提案書として強く提案を行っていくという案が採択をされました。

最後に、同日、玄海町産業会館で玄海町地域振興会総会が開催され、出席をいたしました。

総会では、平成27年度事業報告並びに収支決算、会則の一部改正、平成28年度事業計画案並びに収支予算案、役員補充選任、以上4議案が審議され、全て原案どおり承認されたところでございます。

以上で行政報告を終わります。

日程5 議案第30号 福祉施設建設（建築主体）工事請負契約について

○議長（上田利治君）

日程5. 議案第30号 福祉施設建設（建築主体）工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第30号 福祉施設建設（建築主体）工事請負契約につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成28年5月17日条件付一般競争入札に付した福祉施設建設（建築主体）工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的としましては、平成28・29年度電源立地地域対策交付金事業福祉施設建設（建築主体）工事でございます。

契約の方法は、条件付一般競争入札（総合評価簡易型）による契約でございます。

契約金額は、722,520千円でございます。

契約の相手方は、佐賀県唐津市和多田本村1番38号、中野・岸本特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社中野建設唐津支店、支店長、進藤仁氏でございます。

工期につきましては、着工が契約締結の日から、成工は平成29年5月31日までとしております。

支出科目は、一般会計（3款民生費・1項社会福祉費）でございます。

また、この工事の入札参加者につきましては、公募に対して次のとおり計2者の入札参加申請がありました。会社名としましては、1つ目、松尾・黒木特定建設工事共同企業体、2つ目、中野・岸本特定建設工事共同企業体の計2者でございます。今回は総合評価による入札であり、最高成績は176.382点でございます。

なお、予定価格に対する落札率は97.23%でございます。

どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

最低落札価格97.23%、先ほど町長が2者言われましたけれども、点数の差というのは大体どのくらいの差があったんでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

ちなみに、2者でありますけれども、入札会において応札された金額が予定価格以下で、最低制限価格以上であったため、2者両方ともに落札候補者と決定をいたしたところでございます。その後、県が示している総合評価落札方式の事務処理の手続を行い、評価値を計算し、中野・岸本JVを落札と決定いたしましたところであります。

中野・岸本JVは、技術評価点が118点、入札額が669,000千円で、この結果により、技術評価点を入札額で除して10億円を乗じて算出した総合評価点が、先ほど申し上げましたように176.382点でございます。

また、次点でありました松尾・黒木JVは、技術評価点が108.5点、入札額が675,000千円で、先ほど申した算定式により算出した総合評価値が160.740点でございます。差は15.642点ということになります。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

これまでも学校建設に当たって、地元の企業を使ったり、例えば、内装工事に地元の大工さん、また、重機類等の納入でも地元の会社なんか使っております。今回も入札になってそういう形で地元の企業さんをできるだけ使うようにしていただきたいと思っておりますが、その点についてはどんなでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、脇山議員さん御指摘をいただいたのは、協力業者とか下請業者のことだというふうに思いますけれども、その点についても、十分に地元の企業を優先して使うようにという提案を私どもとしてはいたしておりますので、そのように考えていただけるものというふうに考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

それから、これはもう運営というか、工事される会社の考え方ではありますが、97.23%で落札されております。最低落札価格を設けられていますので、業者さんもそれなりの利益は乗っていると思うんですね。ただ、やはり下請等々で入られる方たちのちょっと話を聞くと、なかなか厳しい数値を求められるということも聞いております。これは私たちが入ってどうのこうのするわけではありませんけれども、できるだけ地元の業者さんが仕事をとれるような形をお願いしてほしいなと思っております。

以上です。

○議長（上田利治君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第30号 福祉施設建設（建築主体）工事請負契約については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程6 議案第31号 福祉施設建設（機械設備）工事請負契約について

○議長（上田利治君）

日程6. 議案第31号 福祉施設建設（機械設備）工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第31号 福祉施設建設（機械設備）工事請負契約につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成28年5月17日条件付一般競争入札に付した福祉施設建設（機械設備）工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的としましては、平成28・29年度電源立地地域対策交付金事業福祉施設建設（機械設備）工事でございます。

契約の方法は、条件付一般競争入札（総合評価簡易型）による契約でございます。

契約金額は、181,440千円でございます。

契約の相手方は、佐賀県唐津市千々賀1-1、九電工・大西特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社九電工唐津営業所、所長、岩久博之氏でございます。

工期につきましては、着工が契約締結の日から、成工は平成29年5月31日までとしております。

支出科目は、一般会計（3款民生費・1項社会福祉費）でございます。

また、この工事の入札参加業者につきましては、公募に対して次のとおり計2者の入札参加申請がありました。会社名としましては、まず、佐電工・小野建設特定建設工事共同企業体、2つ目が、九電工・大西特定建設工事共同企業体の計2者でございます。今回は総合評価による入札であり、最高成績は660.714点でございます。

なお、予定価格に対する落札率は90.46%でございます。

どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

先ほどの質問と同等ですけれども、評価点というか、660.714点と言われましたかね、もう1つの業者との差というのはどんなふうな状況だったのでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

実は今回、総合評価落札方式に応募いただいたのは2者でございましたけれども、この2者ともに入札参加資格を有しておりますが、参加資格の認定を行いました。そのうち1者において財務規則第126条の規定によって、入札に関する条件に違反した——これはもう入札保証金の納付がない者であります——として無効ということになりました。このことによりまして、1者での入札会を執行した結果について報告をしたところでございます。そういう意味では、技術評価点しか、今ここで公表はできないということになります。九電工・大西共同企業体は技術評価点が111.0点でございますが、佐電工・小野建設JVの技術評価点は107.6点ということになってございます。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

今回の財務規則の中の入札保証金を納めていなかったということですが、入札保証金を場合によったら実績があれば免除とかいろんな場合があると思います。今回はそういった勘違

いされて入札保証金を入れられていないものか、またはこれが故意だとすれば、全く言語道断だと思います。今回の場合、こういった形をとられた業者さんたちの対応等はどんなふうになるのでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

正直な気持ちで申し上げて、入札に応じる場合に入札保証金を入れないということは、基本的にはこれはマナーですから、忘れてもらっては困る一つの大きな作業だというふうに思っております。現にもう1者のほうはしっかりと入札保証金が入れてございましたので、そういう意味では入れていないということは、今、脇山議員指摘をいただいたように、ひょっとしたら勘違いをされたのかもしれませんが、我々としては、やっぱりこんなミスをすることでは、一度その業者さんについてしっかりと協議をして、どのような対応をするかということを考えなければいけないというふうに今現時点では考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

人間ですからそういった勘違い、間違い等はあると思います。そういったことを踏まえて執行部のほうも対応していただきたいと思います。

また、次の議案第32号になりますので、その点についてはまたちょっとこれに関連している部分がありますので、それについてはまた次の議案で質問いたします。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第31号 福祉施設建設（機械設備）工事請負契約については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程 7 議案第32号 福祉施設建設（電気設備）工事請負契約について

○議長（上田利治君）

日程 7. 議案第32号 福祉施設建設（電気設備）工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第32号 福祉施設建設（電気設備）工事請負契約につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成28年5月17日条件付一般競争入札に付した福祉施設建設（電気設備）工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的としましては、平成28・29年度電源立地地域対策交付金事業福祉施設建設（電気設備）工事でございます。

契約の方法は、条件付一般競争入札（総合評価簡易型）による契約でございます。

契約金額は、119,340千円でございます。

契約の相手方は、佐賀県唐津市千々賀1-1、九電工・東島特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社九電工唐津営業所、所長、岩久博之氏でございます。

工期につきましては、着工が契約締結の日から、成工は29年5月31日までとしております。

支出科目は、一般会計（3款民生費・1項社会福祉費）でございます。

また、この工事の入札参加業者につきましては、公募に対して計4者の入札参加申請がありました。会社名としましては、1つ目が、宮園電工・正宝電気特定建設工事共同企業体、

2つ目が、高田・岡田特定建設工事共同企業体、3つ目が、佐電工・サデック特定建設工事共同企業体、4つ目が、九電工・東島特定建設工事共同企業体の計4者でございます。今回は総合評価による入札であり、最高成績は1,019.004点でございました。

なお、予定価格に対する落札率は90.33%でございます。

どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

これも議案第30号から聞いている分ですが、評価点の上限、上と下ですね、それはどんなふうになったのでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

先ほど4者というふうに私申し上げました。応募いただいたのは4者でございましたが、この4者ともに入札参加資格は有しておりますが、参加資格の認定を行ったところ、そのうちの2者におきまして、財務規則第126条の規定によって、入札に関する条件に違反した者、これも入札保証金の納付がない者ということで2者を無効ということになりました。このことによりまして、2者での入札を執行した結果が今回の結果ということになります。

九電工・東島JVは、技術評価点が112.6点、それから、入札額が110,500千円で、この結果により、技術評価点を入札額で除して10億円を乗じて算出した総合評価点が1,019.004点でございました。

それから、高田・岡田JVの入札金額が106,188千円で、こちらの技術評価点が109点でございます。

それから、宮園電工・正宝電気JVの技術評価点が102.6点、それから、佐電工・サデックJVの技術評価点が106.9点ということになっております。

高田・岡田の共同企業体の最終総合評価点がちょっと今私わかりませんので、政策統括監のほうに数字だけ報告をさせますので、よろしく申し上げます。

○議長（上田利治君）

池田政策統括監。

○政策統括監（池田正彦君）

私のほうから御報告申し上げます。

4者のうち、今、町長のほうから御説明がありましたように、九電工・東島のJVが落札したということでございます。2者につきましては、入札保証金の納付がなかったということで無効としております。そのうちの残りの2者で入札を行ったわけですが、今ちょっと説明がございませんでしたけれども、あと1者につきましては、最低制限価格を下回ったというようなことで、先ほど町長のほうからありましたように、評価点としては技術評価点のみの点数ということになっておるところでございます。

以上です。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

ということは、先ほど言われた部分の2者のうちの1つが最低を下回っていたから入札というか、とれなかったということですね。その前に、まず、また2者が入札保証金を納入されていないわけですね。これ、31号の議案と32号で考えたら、もう3業者さんが入札保証金を入れていないというのは、もちろん入札参加されるに役場のほうから資料提出されますが、ちゃんとそれには入札保証金を入れてください、今回免除ではありませんという形で書いてあったゆえにですよ、そして、先ほどは人間間違うということを行いましたけれども、企業であれば、ある程度チェック機能が働くはずですよ。その中で、こういった3者が入札保証金を入札するに当たって、ちゃんと評価点はあるような形であるのに、この保証金がないというのは、何か問題点があるのではないかなと思うんですけど、何か行政として考えているところはあるんでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

先ほども答弁しましたけれども、私どももこれは入札というシステムの中で、こんな間違いはふだんは起こさないものだというふうに思っておりますし、私どもが出した仕様書の中に、しっかりと入札保証金を入れるということをお願いしておりますので、それを読まなかったということ自体が不可思議でしょうがありません。ですから、そういう意味でいえば、

先ほど申し上げたように、今後しっかりとこの3者については協議をして、しっかりとした対応をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

2つの機械設備と電気設備の工事の中で、こういった形で3者も入札保証金を納めていないというのは、ちょっとやっぱり不思議に感じますし、これではいけないと思いますし、やはり行政としてもちゃんとこの業者さんたちには指導するべきだと思っております。

それから、議案第31号は九電工さん、32号も九電工さんがっております。また、もちろん企業体ですので、それぞれのもう1つの企業さんは違いますけれども、通常、大体こういった大きな関連事業があるときには、一つの入札をとれたら、次の入札には除外されて、別の方がとるような形というのを大体とられていたと思うんです。方式というのが、取り切り方式というのが本当の、正確な文言は私はわかりませんが、今回、入札に当たってもう1つの業者さんが最低落札価格以下だったということで、もう九電工さんにならざるを得なかったと思うんですが、その点については今後どんなふうになるんでしょうか。

○議長（上田利治君）

池田政策統括監。

○政策統括監（池田正彦君）

お答えいたします。

今、脇山議員さんおっしゃられたことは取り抜け方式というようなことでの御質問かというふうに受けとめております。取り抜け方式につきましては、平成27年5月18日に本町で制定しておりますが、取り抜け方式による実施要領というところで定めておるところでございます。その実施要領の第3条で対象工事ということで定めておるわけでございますが、第一に総合評価実施要領第3条で定めた金額、いわゆる工種により定めた金額以上ということになっております。これは土木工事であれば3億円以上、建築工事につきましては5億円以上、機械・電気設備等につきましては1億円以上というような金額になるわけでございます。発注時期が継続的で一体的な事業であること、そのほかは町長が必要と認めた工事というふうに定めておるところでございます。今回の福祉施設建設事業につきましては、建築主体、機械設備、電気設備と3つの工事に分けて発注をいたしました。しかしながら、どの工種につ

きましても、2年、3年と継続的に総合評価の対象となる工事の予定がないことから、同種同規模の工事ではないため、この実施要領に定める要件などには該当しないと判断して、今回の工事発注の方式をとったようなところでございます。

したがいまして、議員さんおっしゃられるように、機械設備もとって電気設備もということとは我々も考えたわけではございますが、取り抜け方式を採用しないということについては、そしてまた、指名ではございませんので、公募をして参加を求めるといような方式からいきますという、結果的には同一業者というふうになりはしましたが、いたし方ないといひますか、我々発注者側としては、取り抜けを採用しなかったということで結果的に同一の業者になったことについては御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

取り抜け方式の第3条に当たって、政策統括監がそういった説明をされました。私たちがその中身まではちょっと詳しく知らない部分がありましたし、理解していなかったのですが、こういった形で同じ業者さんがずっととるとい形もちょっとおかしいんじゃないかという観点がありましたので、質問させていただきました。

以上です。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

今、取り抜け方式で政策統括監の説明がありましたが、金額で5億円以上と言われましたかね。金額の制約が、この3つに分けていますよね、今回。その合計が5億円以上だった場合は、どのように言われたんですかね、30号と31号、32号ありますが、とらうと思えば3つとも名前を出された——今回の場合ですね、ということになりますか。

○議長（上田利治君）

池田政策統括監。

○政策統括監（池田正彦君）

先ほど私のほうから御説明申し上げましたのは、まず、それぞれ工種に分けて、金額も当然分けております。土木一式工事の場合には設計金額が3億円以上、建築工事におきまして

は5億円以上で、電気設備等の工事におきましては設計金額1億円以上というようなことで申し上げております。

ですから、それぞれ各許可業種、等級、それによって入札参加資格申し込みの適性を判断するということでございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

この総合評価方式というのは、できるだけ地元の業者に仕事をしてほしいということが趣旨だと思うんですね。それがなければ、ゼネコンがとってしまって、あとは地域、地方の業者、地元の業者は下請か孫請をするほか余儀ないということでこういう方式が採用されたと思うんですよ。それは結構だと思います。しかし、この中で、そしたら、例えば町内の業者といえば、本社は今唐津にありますけど、岸本組と小野建設だけですね。この中で手を挙げているのは。その資格がなければ仕方ありませんけど、そうしたら岸本組の場合、建築主体を個でとっておりますよね。そしたら、同時に機械設備と電気設備も入札参加資格ほどの程度の余力があるのか、そして、小野建設についても、機械設備には入札参加をしておりますが、ほかの建築主体と電気設備には名を挙げていない、それは資格がなかったのか、それと、ほかの業者がいますよね。その他の玄海町の業者はこれに該当する資格はなかったのか、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（上田利治君）

池田政策統括監。

○政策統括監（池田正彦君）

おっしゃられますように、町内の業者さんそれぞれ土木、建築、機械設備、管工事というふうなことで許可等については持っておられる業種もあります。今回、この建築工事に応募された岸本組さんにつきましては、資格要件としては建築、それから機械設備、それぞれ両方に普通——どう言ったらいいですか、エントリーする資格はございます。小野建設さんにつきましては、今回の入札に関しましては機械設備のみというふうなところでございます。ですから、それぞれの業者さんのお考えですから、2つ要件は満たしていたとしても、片方だけにしか応募されなかったというのは、先ほども言いましたけれども、結果的なことでございます。我々発注者側からこっちに応募するのであれば、こっちは応募しないでくださ

いとか、こっちに応募してくださいよというような声かけ等を行ったことはございませんので、そこはあくまでも業者さんの意思決定というふうに受けとめております。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

それは至極当然なことだと思います。施工者側から誰々にやりたいとか、そういうことは言われるはずもないし。しかし、総合評価方式、地元の業者になるべくこの仕事に参加してほしいという親心子知らずですね、地元の業者さんが。岸本組にしても、小野建設にしても、本社はもともと玄海町だったものが、唐津市に本社を置かなければ、この地域の仕事がとれないということで、本社を唐津にやむなく持っていったという経緯があります。それは私も仕方ないと思います。しかし、それで今度岸本組がですね、これは私たちがここで言うべきじゃないかもしれませんが、機械設備も参加資格があるのなら、九電工が2つとっているなら岸本組も2つに行ってもよかったのじゃないのか。それで、岸本組と小野建設がもし共同企業体でやるならば、評価点もうんと上がるんでしょう。そういう指導はなかなか目先ではしにくいと思います。思いますけど、私たちの感覚からすれば、地元の業者に仕事はしてほしいと言っておきながら、地元の業者も仕事がない、仕事がないと言っておきながら、こういう失敗をするということは、参加もしない、非常におかしいと思うんですよね、私の感覚からすれば。私の感覚がおかしいのかどうか、皆さんが評価するところですけど、そういう気持ちで総合評価制度をやっているなら、その辺も業者もしっかり考えてやるべきだ。業者の指導も、今回されると思います。入札保証金も出していない、非常に厳しくされると思いますが、あわせてその辺も指導をしてほしい。ただ仕事がないから、仕事を出してくれ、出してくれという業者のそういう要望はしょっちゅう聞きます。しかし、私は個別には対応しませんということですずっとやってきておりますので、その辺もしっかり町長、指導をしていてください。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、岩下議員から御指摘をいただいたことについては、私どもも先ほど答弁しましたように、いささかちょっと不可解な気分になっているのは事実でございます、そういう意味で

申し上げれば、地元企業の皆さんに頑張ってもらえるような勉強会なり、我々もしっかりと協議をして、地域の発展にしっかりと影響を与え得るような企業の勉強をそれぞれ個々にはしていただきたいというふうに考えております。

ただ、今回のようなことがあって、入札保証金を入れ忘れたとか、それから、今、岩下議員御指摘をいただいたようなことについては、もうちょっとやっぱり努力をしてほしいということがありますので、町内のそういった意味での技術勉強会等々をぜひまちづくり課と相談しながら企画して、もう一度しっかりとしたシステムに変えていくよう努力をさせていただきたいというふうに思いますし、今は県でランクづけがこの業界はされておりますので、そのランクの区別についても、もう一回県ともしっかり相談をして、このランクづけでいいのかどうかというのを我々も勉強して、一回県と協議をさせていただけたらなというふうに思っております。

いずれにしても、そういう意味で、しっかりとした地元の企業育成に寄与していきたいと考えております。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第32号 福祉施設建設（電気設備）工事請負契約については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程 8 議案第33号 玄海町宅幼老所の設置及び管理に関する条例の制定につ

いて

議案第34号 玄海町高齢者向け住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第35号 玄海町グループホームの設置及び管理に関する条例の制定について

議案第36号 玄海町デイ・サービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第37号 玄海町税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第38号 平成28年度玄海町一般会計補正予算（第1号）

議案第39号 平成28年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（上田利治君）

日程8．議案第33号 玄海町宅幼老所の設置及び管理に関する条例の制定についてから議案第39号 平成28年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第1号）までの以上7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

それでは、提案しております議案について、提案理由の説明を申し上げます。

条例の新規制定が3件、条例の一部改正が2件、平成28年度会計の補正予算が2件、合わせて7件でございます。

議案番号順に申し上げていきたいと思っております。

まず、議案第33号 玄海町宅幼老所の設置及び管理に関する条例の制定につきまして、御説明を申し上げます。

開設予定の福祉施設において、家庭的な雰囲気の中で、子供の保育や健康保持及び閉じこもりの防止を図るなどのきめ細やかなサービスを提供することによって、あらゆる世代間の交流を促し、地域において自立と生活の質の確保及び介護予防を図るための施設として、玄海町宅幼老所の設置を予定いたしております。

つきましては、施設の適正な管理運営のため、また、指定管理者制度を導入することによって施設の効率的な運営とサービスの向上を図ることを目的として、本条例を制定しよう

とするものでございます。

次に、議案第34号 玄海町高齢者向け住宅の設置及び管理に関する条例の制定については、同じく開設予定の福祉施設において、良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅を提供することによって、高齢者の居住の安定の確保を図り、その福祉の推進に寄与する施設として、玄海町高齢者向け住宅の設置を予定いたしております。

つきましては、施設の適正な管理運営のため、また、指定管理者制度を導入することによって施設の効率的な運営とサービスの向上を図ることを目的として、本条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第35号 玄海町グループホームの設置及び管理に関する条例の制定につきましては、同じく開設予定の福祉施設において、認知症の改善やその進行を緩和し、自立した日常生活の実現に資することを目的に、玄海町グループホームの設置を予定いたしております。

つきましては、施設の適正な管理運営のため、また、指定管理者制度を導入することによって施設の効率的な運営とサービスの向上を図ることを目的として、本条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第36号 玄海町デイ・サービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、既存の玄海町デイサービスセンターを開設予定の福祉施設内に移転する予定といたしております。また、あわせて認知症対応型デイサービスを開始する予定としておりますので、条例の所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第37号 玄海町税条例等の一部を改正する条例の制定については、地方税法等の一部を改正する等の法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令が平成28年3月31日にそれぞれ公布をされ、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、町税条例も所要の改正をしようとするものでございます。

次に、補正予算でございますが、議案第38号 平成28年度玄海町一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99,210千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を7,349,210千円とするものでございます。

歳入補正予算の主なものといたしましては、1款町税、2項固定資産税の現年課税分64,200千円の減額。この主な要因は、償却資産に係る総務大臣配分の課税標準となるべき価格決定がなされたことに伴い、固定資産税の課税額が確定をし、課税評価額の減少が想定5%を

上回って8%減となったことによるものでございます。

次に、12款使用料及び手数料、1項使用料の保育料6,724千円の減額。これは平成28年4月から国の保育料徴収基準が変更されたことに伴うものでございます。

次に、14款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、肥育素牛生産拡大施設等整備事業費補助金21,130千円の減額。これは国庫事業に採択されたことにより事業名が変更となったため、全額減額をし、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金に25,354千円予算措置するものでございます。また、歳出予算についても、歳入同様、事業名の変更をいたしております。

次に、17款繰入金、2項基金繰入金の財政調整基金繰入金3,746千円、公共施設整備基金繰入金137,300千円の増額。これは今回の補正財源の調整によりまして、財源を補正するものでございます。

歳出補正予算の主なものとしましては、2款総務費、1項総務管理費、6目基金管理費のふるさと応援寄附金基金積立金4,600千円の増額。これは今回の補正財源の調整によって寄附金の直接充当額が減額になったことに伴い、寄附金を基金に積み立てるものでございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、6目住民諸費の防犯対策事業18,975千円の増額。これは国道204号線大菌橋から石田橋方面約650メートルに防犯灯22基を設置するための設計監理業務委託料及び設置工事請負金を予算措置するものでございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、7目パレア管理費のパレア運営事業3,219千円の増額。これは玄海海上温泉パレアのミストサウナのスチームボイラーが故障したことに伴い、改修するための経費を予算措置するものでございます。

なお、現在、パレアにはドライ方式とミスト方式の2つのサウナがございますが、パレアの利用客や問い合わせではドライ方式への関心や要望が多いことから、この機会にミスト方式からドライ方式への改修を行い、集客増加を図ろうとするものでございます。

ここで繰越明許費の説明を申し上げます。

内訳につきましては、皆様のお手元に議案とともに一枚物の資料を配付させていただいております。

平成27年度一般会計繰越明許費でございます。内訳は、自治体セキュリティ強化対策事業、個人番号カード交付事業、個人番号カード交付事務事業、臨時福祉給付金支給事業、原子力災害対策事業、施設地域型給付費支給事業の6事業につきましては、平成28年度に繰り越し

ておりますので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告を申し上げます。

最後に、議案第39号 平成28年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,750千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を255,750千円とするものでございます。

歳出補正予算の主なものとしましては、2款事業費、1項事業費、1目特定環境保全公共下水道事業費の浄化センター汚泥処分業務委託料17,750千円の増額。これは南部北部浄化センターの汚泥処分に係る経費を予算措置するものでございます。

以上、提案の理由を申し上げます。どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

ここでお諮りいたします。本件につきましては、予算特別委員会に付託して審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、議案第33号 玄海町宅幼老所の設置及び管理に関する条例の制定についてから議案第39号 平成28年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第1号）までの以上7件については、予算特別委員会に付託して審議することに決定いたしました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時18分 散会